

森林公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第36号

森林公園条例の一部を改正する条例

森林公園条例（昭和55年岩手県条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																						
別表第 2（第 6 条関係） 1 第 2 条第 1 項の規定による許可を受けた場合 （1） 森林ふれあい学習館多目的ホール及び森林ふれあい学習館ミーティングルーム <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th></tr><tr><td>森林ふれあい学習館多目的ホール</td><td>[略]</td><td><u>2,110円</u></td></tr><tr><td>森林ふれあい学習館ミーティングルーム</td><td>[略]</td><td><u>1,110円</u></td></tr></table> （2） キャンプ場 <table><tr><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th><th>附属の設備の利用料金の上限額</th></tr><tr><td>1 日までごとにテント 1 張につき</td><td><u>670円</u></td><td>テント 1 日までごとに 1 張につき <u>670円</u></td></tr></table> [略] 2 第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた場合 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th></tr><tr><td>物品の販売、募金その他これらに類する行為</td><td>[略]</td><td><u>560円</u></td></tr><tr><td>業として行う写真の撮影</td><td>[略]</td><td><u>220円</u></td></tr><tr><td>展示会その他これに類する催しの開催</td><td>[略]</td><td><u>4,980円</u></td></tr></table>	区 分	単 位	利用料金の上限額	森林ふれあい学習館多目的ホール	[略]	<u>2,110円</u>	森林ふれあい学習館ミーティングルーム	[略]	<u>1,110円</u>	単 位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額	1 日までごとにテント 1 張につき	<u>670円</u>	テント 1 日までごとに 1 張につき <u>670円</u>	区 分	単 位	利用料金の上限額	物品の販売、募金その他これらに類する行為	[略]	<u>560円</u>	業として行う写真の撮影	[略]	<u>220円</u>	展示会その他これに類する催しの開催	[略]	<u>4,980円</u>	別表第 2（第 6 条関係） 1 第 2 条第 1 項の規定による許可を受けた場合 （1） 森林ふれあい学習館多目的ホール及び森林ふれあい学習館ミーティングルーム <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th></tr><tr><td>森林ふれあい学習館多目的ホール</td><td>[略]</td><td><u>2,150円</u></td></tr><tr><td>森林ふれあい学習館ミーティングルーム</td><td>[略]</td><td><u>1,130円</u></td></tr></table> （2） キャンプ場 <table><tr><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th><th>附属の設備の利用料金の上限額</th></tr><tr><td>1 日までごとにテント 1 張につき</td><td><u>680円</u></td><td>テント 1 日までごとに 1 張につき <u>680円</u></td></tr></table> [略] 2 第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた場合 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th></tr><tr><td>物品の販売、募金その他これらに類する行為</td><td>[略]</td><td><u>570円</u></td></tr><tr><td>業として行う写真の撮影</td><td>[略]</td><td><u>230円</u></td></tr><tr><td>展示会その他これに類する催しの開催</td><td>[略]</td><td><u>5,090円</u></td></tr></table>	区 分	単 位	利用料金の上限額	森林ふれあい学習館多目的ホール	[略]	<u>2,150円</u>	森林ふれあい学習館ミーティングルーム	[略]	<u>1,130円</u>	単 位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額	1 日までごとにテント 1 張につき	<u>680円</u>	テント 1 日までごとに 1 張につき <u>680円</u>	区 分	単 位	利用料金の上限額	物品の販売、募金その他これらに類する行為	[略]	<u>570円</u>	業として行う写真の撮影	[略]	<u>230円</u>	展示会その他これに類する催しの開催	[略]	<u>5,090円</u>
区 分	単 位	利用料金の上限額																																																					
森林ふれあい学習館多目的ホール	[略]	<u>2,110円</u>																																																					
森林ふれあい学習館ミーティングルーム	[略]	<u>1,110円</u>																																																					
単 位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額																																																					
1 日までごとにテント 1 張につき	<u>670円</u>	テント 1 日までごとに 1 張につき <u>670円</u>																																																					
区 分	単 位	利用料金の上限額																																																					
物品の販売、募金その他これらに類する行為	[略]	<u>560円</u>																																																					
業として行う写真の撮影	[略]	<u>220円</u>																																																					
展示会その他これに類する催しの開催	[略]	<u>4,980円</u>																																																					
区 分	単 位	利用料金の上限額																																																					
森林ふれあい学習館多目的ホール	[略]	<u>2,150円</u>																																																					
森林ふれあい学習館ミーティングルーム	[略]	<u>1,130円</u>																																																					
単 位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額																																																					
1 日までごとにテント 1 張につき	<u>680円</u>	テント 1 日までごとに 1 張につき <u>680円</u>																																																					
区 分	単 位	利用料金の上限額																																																					
物品の販売、募金その他これらに類する行為	[略]	<u>570円</u>																																																					
業として行う写真の撮影	[略]	<u>230円</u>																																																					
展示会その他これに類する催しの開催	[略]	<u>5,090円</u>																																																					

備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。